

# **新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）**

---

令和3年6月18日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）

---

## （1）区域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

## （2）期間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

## （3）措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請

---

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛**

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

- **不要不急の都道府県間の移動の自粛** (法第24条第9項)

- **混雑している場所や時間を避けて行動すること** (法第24条第9項)

- **感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること** (法第24条第9項)

- **飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ<sup>2</sup>人以内で、90分以内とすること**  
(法第24条第9項)

- **措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに入りしないこと** (法第31条の6第2項)

- **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛**  
(法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11条)	施 設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第31条の6第1項）</li> <li>●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請（法第31条の6第1項）</li> <li>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第31条の6第1項）</li> <li>・ただし、国の定める「<b>基本4項目</b>」（※1）を遵守している店舗（※2）について、<b>以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一グループの入店：2人以内</li> <li>②酒類提供の時間：11時から19時までの間</li> <li>③利用者の滞在時間：90分以内</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 1    · アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保                · 手指消毒の徹底                · 食事中以外のマスク着用の推奨                · 換気の徹底</p> <p>※ 2    都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、感染状況が悪化し、ステージIV相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請</li> <li>・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、<b>徹底点検済店舗</b>に限り、上記の条件を緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●営業時間の短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）</li> <li>●同 左（法第24条第9項）</li> <li>同 左（法第24条第9項）</li> <li>・ただし、国の定める「<b>基本4項目</b>」（※1）を遵守している店舗（※2）について、<b>以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一グループの入店：2人以内</li> <li>②酒類提供の時間：11時から20時までの間</li> <li>③利用者の滞在時間：90分以内</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 1    · アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保                · 手指消毒の徹底                · 食事中以外のマスク着用の推奨                · 換気の徹底</p> <p>※ 2    都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、感染状況が悪化し、ステージIV相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請</li> <li>・一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、<b>徹底点検済店舗</b>に限り、上記の条件を緩和</li> </ul>
遊 興 施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設		
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場  ※結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様		

(次頁につづく)

(次頁につづく)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11条)	施 設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<p>●カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ) (法第31条の6第1項)</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul>	<p>●同 左 (法第24条第9項)</p> <p>●同 左 (法第24条第9項)</p>
遊 興 施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<p>●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)</p>	<p>●同 左 (法第24条第9項)</p>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場  ※結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様		

### 3. 事業者向けの要請等

#### (2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施 設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、 プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項)</li> <li>●営業時間短縮を要請 (法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催の場合 <b>営業時間短縮（5時～21時）</b> を要請</li> <li>○イベント開催以外の場合 (1,000m<sup>2</sup>超の施設) <b>営業時間短縮（5時～20時）</b> を要請 (1,000m<sup>2</sup>以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼</li> <li>○映画館 (1,000m<sup>2</sup>超の施設) <b>営業時間短縮（5時～21時）</b> を要請 (1,000m<sup>2</sup>以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同 左（協力依頼）</li> <li>●営業時間短縮の協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li> <li>○イベント開催以外の場合 (1,000m<sup>2</sup>超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li> <li>○映画館 (1,000m<sup>2</sup>超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li> <li>○同 左（協力依頼）</li> </ul> </li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 (法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> <li>●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同 左（協力依頼）</li> <li>●同 左（協力依頼）</li> <li>●同 左（法第24条第9項）</li> </ul>
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等		
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)		

### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	施 設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（「3(6) イベントの開催制限」参照） (法第24条第9項)</li> <li>●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催以外の場合 (1,000m³超の施設)           <ul style="list-style-type: none"> <li>■営業時間短縮（5時～20時）を要請 (法第24条第9項)</li> <li>(1,000m³以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼</li> </ul> </li> <li>○イベント開催の場合 ■営業時間短縮（5時～21時）を要請 (法第24条第9項)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同 左（協力依頼）</li> <li>●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント開催以外の場合 (1,000m³超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (1,000m³以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li> <li>○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li> </ul> </li> </ul>
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> <li>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項)</li> <li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</li> <li>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同 左（協力依頼）</li> </ul>
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>●同 左（協力依頼）</li> <li>●同 左（協力依頼）</li> <li>●同 左（法第24条第9項）</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施 設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間の短縮 (1,000m<sup>2</sup>超の施設) <b>営業時間短縮（5時～20時）を要請</b> (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)</li> <li>(1,000m<sup>2</sup>以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間の短縮 (1,000m<sup>2</sup>超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)</li> <li>(1,000m<sup>2</sup>以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)</li> </ul>
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請</b> (法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同 左 (協力依頼)</li> </ul>
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請</b> (法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同 左 (協力依頼)</li> </ul>
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請</b> (法第24条第9項)</li> <li>● <b>業種別ガイドラインの遵守</b> (法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同 左 (法第24条第9項)</li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	施 設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等		
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
大学等 (第3号)	大学等		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

●全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）**に沿ったイベントの開催を要請（法第24条第9項）

		施設の収容定員		
		5,000人以下	5,000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可		
	収容定員の半分まで可	5,000人まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉 クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉 ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請  
(法第24条第9項)
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

---

#### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）